

第3次常総市 男女共同参画計画

—概要版—



常総市
令和6年3月

計画策定の趣旨

常総市では、よき伝統は文化としてはぐくみ、地域の特性を生かし、安心して生き生きと暮らすことのできる男女共同参画社会の実現を目指し、平成 19 (2007) 年 3 月に「常総市男女共同参画推進条例」を制定しました。その後、計画の改定を経て、平成 31 (2019) 年 3 月に策定した「第 2 次常総市男女共同参画計画(後期実施計画)」を指針に、市、市民及び事業所が一体となり、男女共同参画社会の実現に向けて取り組んできました。

こうした中、令和 5 (2023) 年度にて「第 2 次常総市男女共同参画計画」が満了することに伴い、これまでの取組や市民意識調査の結果を踏まえ、国・県の動向や社会情勢の変化に対応し、より効果的に施策を展開するため、「第 3 次常総市男女共同参画計画」を策定しました。

なお、本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(以下、DV防止法という。)」に基づく「市町村基本計画」及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下、女性活躍推進法という。)」に基づく「市町村推進計画」を包含しています。

計画策定の背景

男女共同参画社会とは…

男女共同参画社会は、男女が互いに人権を尊重し、「男性」や「女性」というイメージにあてはめてしまうことなく、一人ひとりが持っている個性や能力を十分に発揮できる豊かな社会のことです。

どうして男女共同参画を進めるの？

男女共同参画を進める理由は、平等な社会の実現、労働市場の活性化、多様性と創造性の促進、家庭と職業の両立の支援、健康と安全の向上など多岐に渡り、社会全体の発展とより公正な社会の構築に向けた重要な取組となるからです。

男女共同参画社会の基本法律は？

「男女共同参画社会基本法」です。

定義は、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」(男女共同参画社会基本法第二条)とされています。

参考：独立行政法人国立女性教育会館HP

男女共同参画社会を実現するための 5 本の柱

第三条

男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳を重んじ、男女の差別をなくし、男性も女性もひとり人間として能力を発揮できる機会を確保する必要があります。

第四条

社会における制度又は慣行についての配慮

固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が様々な活動ができるように社会の制度や慣行の在り方を考える必要があります。

第五条

政策等の立案及び決定への共同参画

男女が社会の対等なパートナーとして、あらゆる分野において方針の決定に参画できる機会を確保する必要があります。

第六条

家庭生活における活動と他の活動の両立

男女が対等な家族の構成員として、互いに協力し、社会の支援も受け、家族としての役割を果たしながら、仕事や学習、地域活動等ができるようにする必要があります。

第七条

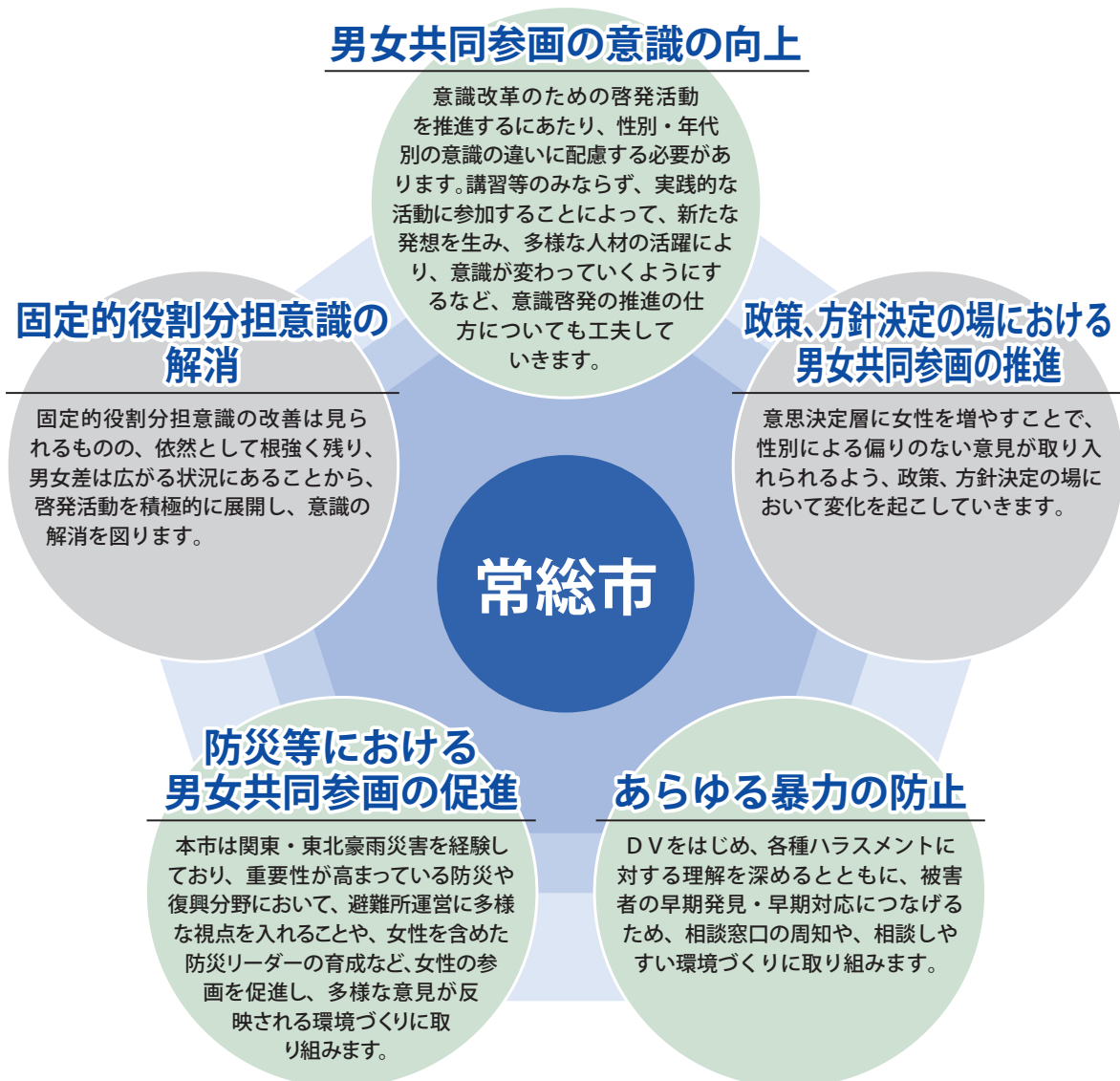
国際的協調

男女共同参画社会の形成のためには、国際社会と共に歩むことも大切です。国際社会における動向を踏まえ、国際的な連携・協力のもと取り組む必要があります。

参考：内閣府男女共同参画局HP

取り組むべき課題

本市の現状や意識調査の結果から、以下の課題を解決するため、さらなる啓発や取組を行い、男女共同参画社会の実現を目指していきます。



基本理念

性別にとらわれず一人ひとりが尊重され、自分らしく活躍できるよう、「すべきこと」、「できること」から市民一人ひとりが意識的に取り組んでいくことが必要です。男女共同参画をより前進させるため、全世代で性別を含めた様々な多様性を更に認め合うことの重要性を共有しながら、その先にある男女共同参画社会の実現に向け、市が一丸となり着実に取組を進めます。

市では、次のとおりスローガンを定め、男女共同参画社会の実現を目指します。

「多様性を尊重し ともに活躍・成長できる 常総市」

施策体系図

【基本理念】

【基本目標】

【施策】

多様性を尊重し
ともに活躍・成長できる
常総市

【基本目標1】

一人ひとりを
尊重する
男女平等の
意識づくり

1-1 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

1-2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

1-3 多様性を認め合う意識の醸成

【基本目標2】

自分らしく
暮らせる
まちづくり

2-1 生涯を通じた健康支援

2-2 あらゆる暴力及びハラスメントの根絶

2-3 地域・社会活動における男女共同参画の推進

2-4 防災等における男女共同参画の推進

【基本目標3】

あらゆる分野に
おける男女共同
参画の推進

3-1 ワーク・ライフ・バランスの促進

3-2 働く場における男女共同参画の推進

3-3 政策・方針決定の場における男女共同参画の推進

【施策の展開】

【関連するSDGs】

- (1) 広報活動の充実
- (2) 情報の収集と提供
- (3) 家庭・地域における男女共同参画の推進

- (1) 男女共同教育の推進
- (2) 教職員等の意識啓発
- (3) 生涯学習における男女平等教育の推進

- (1) 多文化共生・理解の促進
- (2) 多文化共生に向けた地域活動の推進
- (3) 性の多様性への理解促進

- (1) 健康に関する意識づくり
- (2) リプロダクティブ・ヘルス/ライツ
(性と生殖に関する健康と権利)の啓発

- (1) 暴力を許さない社会意識の啓発
- (2) 各種ハラスメント防止対策の推進
- (3) 被害者の保護・支援の推進

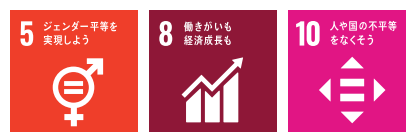
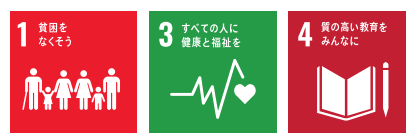
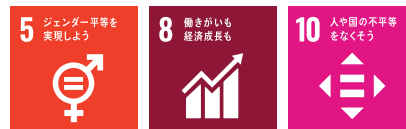
- (1) 子ども・子育てへの支援
- (2) 高齢者、障がいのある方への支援
- (3) 生活上の困難や課題に直面する方への支援

- (1) 男女共同参画の視点に立った防災・災害対策の推進

- (1) ワーク・ライフ・バランスに係る意識啓発の推進

- (1) 男女の雇用機会における平等の推進
- (2) 女性の能力を發揮できる環境づくり
- (3) 多様な働き方の支援
- (4) 家族経営等への男女共同参画の推進

- (1) 審議会等への女性の登用の推進
- (2) 女性人材の発掘・育成



1-1

(1) 広報活動の充実

- ◇男女共同参画に関する情報提供
- ◇メディアを用いた男女共同参画の啓発
- ◇幅広い世代に向けたわかりやすい広報活動

(2) 情報の収集と提供

- ◇市民意識調査の実施
- ◇男女共同参画関連図書の収集と企画展の実施

(3) 家庭・地域における男女共同参画の推進

- ◇男女共同参画講演会
- ◇家庭生活に関するセミナー
- ◇人権・同和問題講演会や研修会
- ◇市政懇談会の実施
- ◇各種イベントへの男女の参画促進
- ◇公民館まつりの開催

1-2

(1) 男女共同教育の推進

- ◇学校教育における男女共同参画
- ◇個性をいかす学校生活の推進
- ◇学校教育における性教育の実施
- ◇全校集会を活用した人権尊重の意識啓発の充実
- ◇政治参画意識の醸成

(2) 教職員等の意識啓発

- ◇一人ひとりを大切にする教職員研修会
- ◇個性をいかす保育

(3) 生涯学習における男女平等教育の推進

- ◇家庭教育学級
- ◇生涯学習講座

1-3

(1) 多文化共生・理解の促進

- ◇外国人への情報提供
- ◇外国人のための生活相談
- ◇学校における国際理解の促進
- ◇外国人児童生徒のための学習支援

(2) 多文化共生に向けた地域活動の推進

- ◇多文化共生事業

(3) 性の多様性への理解促進

- ◇性の多様性に関する意識の啓発
- ◇性別にとらわれない進路指導

2-1

(1) 健康に関する意識づくり

- ◇成人病検診の実施
- ◇ライフステージに対応した健康診査
- ◇健康づくりに関する教育講座
- ◇健康づくりに関する参加型教室
- ◇生涯スポーツの推進

(2) リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)の啓発

- ◇生涯を通じた健康支援

2-2

(1) 暴力を許さない社会意識の啓発

- ◇DV(ドメスティック・バイオレンス)相談窓口の周知
- ◇学校関係者等を対象としたDV防止啓発

(2) 各種ハラスメント防止対策の推進

- ◇ハラスメント防止の啓発

(3) 被害者の保護・支援の推進

◇DV被害者支援

2-3

(1) 子ども・子育てへの支援

◇プレパパ・ママ教室の開催 ◇要保護・要支援児童等への支援体制の充実
◇子育て講演会 ◇就学前児の子育て相談 ◇適応指導教室 ◇子どもが健やかに育つための支援
◇子育て支援 ◇小児医療体制の充実 ◇子ども会などの子どもの活動の充実
◇スポーツ少年団の活動 ◇青少年健全育成活動の充実 ◇防犯活動の推進

(2) 高齢者、障がいのある方への支援

◇高齢者見守りサポート事業 ◇家族介護教室 ◇認知症カフェ ◇高齢者相談事業
◇介護予防推進員制度 ◇障がいのある方の社会参加活動への支援 ◇障がいのある方の就労支援

(3) 生活上の困難や課題に直面する方への支援

◇福祉相談事業 ◇市民相談事業 ◇女性相談事業 ◇結婚相談、ふれあいパーティーの開催

2-4

(1) 男女共同参画の視点に立った防災・災害対策の推進

◇あらゆる人に配慮した避難所運営 ◇女性防災リーダーの育成

3-1

(1) ワーク・ライフ・バランスに係る意識啓発の推進

◇事業所に向けた啓発活動 ◇事業主及び労働者に向けたワーク・ライフ・バランスの推進

3-2

(1) 男女の雇用機会における平等の推進

◇企業説明会及び企業見学会の開催 ◇事業所向けの啓発活動

(2) 女性の能力を發揮できる環境づくり

◇一般事業主行動計画の策定促進 ◇ポジティブアクションの啓発
◇農業分野における女性の育成

(3) 多様な働き方の支援

◇一時預かり、延長等保育事業 ◇求職時預かり事業

(4) 家族経営等への男女共同参画の推進

◇家族経営協定の推進

3-3

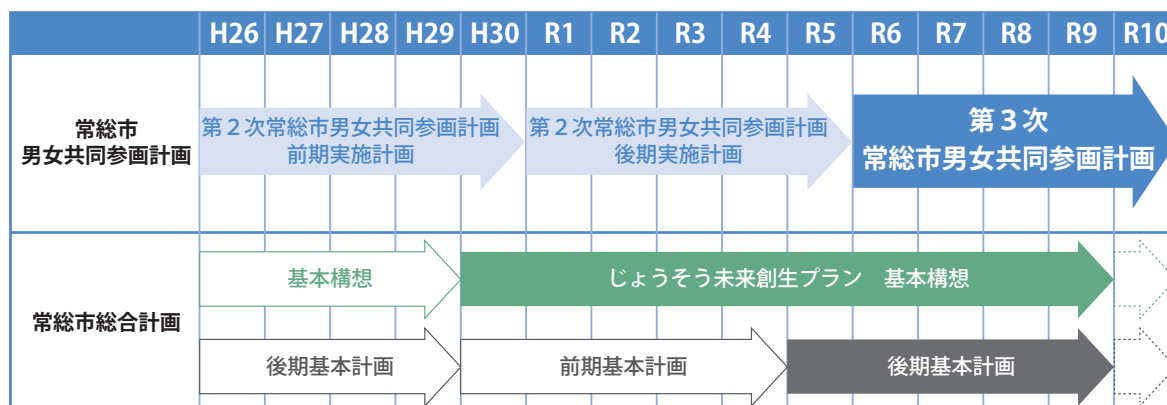
(1) 審議会等への女性の登用の推進

◇各種審議会・委員会への女性登用の促進

(2) 女性人材の発掘・育成

◇女性団体との連携及び活動支援 ◇女性のボランティア講師の登用 ◇女性団体への支援
◇女性消防団員の入団促進

計画の期間



目標値

取組の効果を検証するため、基本目標の施策ごとに目標値を定め、評価・見直しを行います。

■基本目標1 『一人ひとりを尊重する男女平等の意識づくり』

施策	令和10(2028)年度 目標値
1. 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり	講演会等参加者の理解度 80.0%
2. 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	小中学生の意識調査の結果において「思いやり教育」の理解度 60.0%
3. 多様性を認め合う意識の醸成	市民意識調査の結果において「性的マイノリティに対する社会的な関心が高まっている」と答える割合 70.0%

■基本目標2 『自分らしく暮らせるまちづくり』

施策	令和10(2028)年度 目標値
1. 生涯を通じた健康支援	特定健康診査受診率 42.0%
2. あらゆる暴力及びハラスメントの根絶	市民意識調査の結果において「DV被害にあったとき、だれ(どこ)かに相談した」と答える割合 55.0%
3. 地域・社会活動における男女共同参画の推進	プレパパ・ママ教室の参加者 年間 110人
4. 防災等における男女共同参画の推進	避難所開設及び運用担当者 女性登用率 30.0%

■基本目標3 『あらゆる分野における男女共同参画の推進』

施策	令和10(2028)年度 目標値
1. ワーク・ライフ・バランスの促進	市民意識調査の結果において「仕事と生活の調和について家庭生活又は地域・個人の生活と仕事を両立している」と答える割合 25.0%
2. 働く場における男女共同参画の推進	市民意識調査の結果において「男女の地位の平等感が職場の中では平等」と答える割合 30.0%
3. 政策・方針決定の場における男女共同参画の推進	各種審議会・委員会への女性登用率 30.0%

第3次常総市男女共同参画計画 【概要版】

令和6(2024)年3月
常総市 市民生活部 人権推進課
〒303-8501
茨城県常総市水海道諏訪町3222番地3
TEL : 0297-23-2111(代表)
URL : <https://www.city.joso.lg.jp/>